

平成30年度および平成31年度の後期高齢者医療保険料(率)について

保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、保険料計算の基礎となる保険料率は2年に一度改定されます。平成30年度および平成31年度の保険料率は以下のとおりとなります。新保険料率に基づいた平成30年度の保険料は平成29年中の所得を基に個人単位で計算され、5月末までに岐阜県後期高齢者医療の被保険者になられた人へ、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、必ずご確認ください。

【保険料は均等割額と所得割額を合計します】(平成30年度および平成31年度) **改正あり**

保険料額(年額) 限度額62万円 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者1人当たり 41,214円	+	所得割額 被保険者の所得× 所得割率7.75%
---	---	-------------------------------------	---	--------------------------------------

(参考)

平成28・29年度 限度額57万円

均等割額=42,690円

※所得=総所得金額等-33万円

所得割率=8.55%

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しについて

後期高齢者医療制度の医療費は高齢化社会の進展により増加しており、制度を支える現役世代からの支援金、国費等も増加傾向にあります。被保険者の人には保険料という形で医療費の一部を負担していただいているところですが、一部の人につきましては、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続いています。

しかし被保険者数や医療費が増加する中、被保険者間で保険料の格差が生じていること、また支援している現役世代との不公平感も否めないことから、昨年度から特例措置による軽減を段階的に見直しており、平成30年度も段階的な見直しが行われます。具体的な軽減内容、改正箇所は以下のようになりますが、今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改革にご理解をお願いします。

1 被用者保険の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減について

平成30年度分の保険料「均等割額」軽減割合は7割軽減から5割軽減へ変更されます。なお「所得割額」の負担はありません。

平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減 改正あり
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。)

2 保険料「所得割額」の軽減について

平成30年度分の保険料「所得割額」を負担する人について、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人に対して適用されていた2割軽減は廃止されます。

平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止 改正あり

3 保険料「均等割額」の軽減について(2割、5割軽減については判定基準額を拡大し、対象を拡げます)

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の平成29年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯で、各種所得が0円となる場合(年金所得は収入-80万円として計算)
8.5割軽減	「33万円(基礎控除額)」以下の世帯
5割軽減	改正あり 「33万円(基礎控除額)+27.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(27万円→27.5万円へ)
2割軽減	改正あり 「33万円(基礎控除額)+50万円×世帯の被保険者数」以下の世帯(49万円→50万円へ)

●均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、9割軽減を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。

●軽減判定日は4月1日、または資格を取得した日となります。